平成２５年（フ）第３８号
名古屋市緑区黒沢台２丁目203番地
破産者　有限会社ｂｅ－ｇｏｏｄ
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３７号
大阪市淀川区西中島６丁目２番３―423号
破産者　イーカム販売株式会社
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２４１号
兵庫県川西市栄町27番２―109号
破産者　株式会社レアル
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６５７号
最後の住所大阪府守口市馬場町１丁目２番６号
破産者　被相続人亡川上勇相続財産
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７９４号
大阪市生野区小路東１丁目20番18号
破産者　有限会社ファゼル
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１４２号
大阪府大東市寺川３丁目８番23号
破産者　株式会社アサヒ興産
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２２６号
大阪府高槻市津之江町３丁目１番12号
破産者　株式会社川端塗装店
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９３０号
大阪市北区天満２丁目６番３―812号
破産者　有限会社日佳食品
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０９号
大阪市都島区中野町４丁目17番８号
破産者　田上工業株式会社
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３０号
大阪市中央区島之内１丁目８番12号　徳銀相産ビル12階
破産者　株式会社ケイエル（旧商号株式会社ケイビーエル）
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４９号
大阪府東大阪市新家西町１番30号
破産者　株式会社エス・イー・ディー
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９７号
大阪市中央区農人橋１丁目１番29―1301号
破産者　株式会社ティーディーエルジャパン
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０４号
大阪府東大阪市御厨南３丁目２番５号
破産者　株式会社畠山工務店
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０９号
大阪府東大阪市川田２丁目５番25号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区九条１丁目26番12号
破産者　オーシン商事株式会社
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１０号
大阪府東大阪市川田２丁目５番25号
破産者　大信ゼネラルアサヒ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４８号
堺市東区大美野122番地の７
破産者　株式会社コスモ住研
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７４９号
堺市東区大美野122番地の７
破産者　株式会社コスモハウジング
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９４号
兵庫県宝塚市中山五月台一丁目15―９
破産者　有限会社一建
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３２２号
兵庫県宝塚市湯本町９番18号アメニティーコート宝塚湯本１階
破産者　合資会社えるすうる
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２２４号
兵庫県芦屋市大原町２番６号ラ・モール芦屋１Ｆ
破産者　株式会社ドーチェ
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目３番29号
破産者　株式会社オオツカ
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６２２号
兵庫県姫路市大黒壱丁町３番地
破産者　有限会社まどか不動産
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２１７号
岡山市北区建部町福渡466番地１
破産者　藤井　明彦
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部